

日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿
泊であることの証明書（地域クラブ等用）

宿 泊 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	() 泊
大会名		
大会の主催団体	☐ 地方公共団体 ☐ 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体(中体連を除く。) ☐ 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 ☐ 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。)	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む。) 下記注意事項 3、4 を参照ください。		
備 考		

上記の宿泊については、名護市宿泊税条例第 5 条第 2 号及び名護市宿泊税条例施行規則第 3 条に規定する公益財団法人日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 地

地域クラブ等の団体名

代表者
(個人の参加にあつては
当該個人の指導者)

印

【記載にあたっての注意事項】

- 1 該当箇所の□にチェック☑を記入してください。
- 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
- 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
- 4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
- 5 公益法人等とは、名護市宿泊税条例施行規則第 3 条第 2 項第 4 号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）及び特定非営利活動法人を指します。
- 6 主催団体が発出する大会開催日等の通知文を添付すること。
- 7 地域クラブ等のチーム代表者以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。